

3月が決算期の会員組合の皆様には、平常の業務に加え、通常総会の開催準備で多忙な時期が訪れております。

今月号では、総会の議事運営において議案を議決する上で、ご留意いただきたい事項について掲載させていただきます。

### 総会の進行についての注意点

総会の進行については次の点に注意が必要です。

#### 1 総会の成立には定足数を確認

総会は適法な招集手続きに従い、出席組合員が定足数を満たした時に成立します。

中小企業等協同組合法(以下、法)の規定では、特別議決事項については、総組合員の半数以上が出席することが定足数となっていますが、普通議決事項については、特に定めがなく、定款で定めることとされています。

そこで定款参考例では、普通議決事項についても総組合員の半数以上の出席を定足数としています。

なお、この定足数には、書面議決者及び委任状による代理人の出席が含まれます。

#### 2 議長の選出について

総会が有効に成立すると、議長を選出して議事の運営に入ります。議長は総会の席上で選任しますが、必ずしも選挙手続をとる必要はありません。議長は出席組合員の中から選任します。

なお、議長は組合員として総会の決議に加わることができません。従って、書面又は代理人によってもその議決権は行使し得ないことはいうまでもありません。普通議決事項について、可否同数となったとき、はじめて「議長の決するところによる」こととなり、議決権が行使できます。

しかし、選挙権については、特に法的な制約がないため行使できるものと解されています。

#### 3 書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使には制限がある

組合員は、出資の多寡、事業規模の大小等に関係なく、議決権及び選挙権は平等に一個与えられています。この権利は組合員の絶対的権利ですから奪ったり、差異等をつけることは許されません。

このため、議決権や選挙権の行使には一定の制限があり、次の点に注意してください。

- ① 書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使ができるのは、あらかじめ通知のあった事項に限られます。
- ② 代理人の資格は、組合員の親族、使用人又は他の組合員に限られます。
- ③ 代理人は、定款において定めた代理しえる数を超過して組合員を代理できません。また定款によっても4人を超過して定めることはできません。
- ④ 代理人は、代理権を証する書面(委任状)を差し出さなければ、権利の行使はできません。

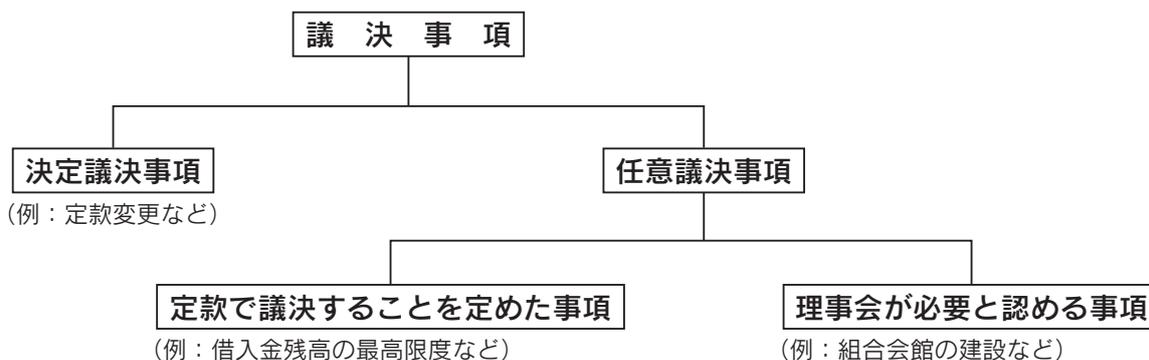
### 総会の議決事項

総会で議決しなければならない事項は法又は定款で定められています。本誌4月号6ページに議決すべき事項の一覧を記載していますが、次の点に注意してください。

## 1 法定議決事項と任意議決事項があります

法定議決事項とは法が総会の議決を要すると定めている事項です。代表的なものは「定款の変更」、「収支予算及び事業計画の設定」などですが、「定款の変更」はさらに特別議決事項とされ、しかも行政庁の認可を受けなければ有効になりません。

これに対して、任意議決事項は定款において総会の議決を必要と定めている事項と理事会において総会の決議をとるべきであると判断された事項との2種類があります。本誌4月号6ページに一覧として記載されているのは任意議決事項のうち、定款参考例で総会議決事項として定められている項目です。



## 2 特別議決事項と普通議決事項があります

総会の議事は、多数決原理に従い出席者の議決権の過半数で決することを原則とします。

ただし、可否同数の場合のみ議長の決するところによるとされています。(法52条)これが普通議決事項です。

しかしながら、組合の組織運営に関する重要事項の決定については、それが組織の性格を根本から変えてしまう可能性があるために、特により多くの組合員の同意がなければ、認めないこととしています。(法53条)これが特別議決事項で、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数によって議決されなければなりません。

この特別議決事項は本誌4月号6ページ記載の一覧表に「特別議決」と記載しています。

## 緊急議案(法第52条第4項)の取扱いについて

法は、総会においては、あらかじめ通知した事項についてのみ議決することができるとしていますが、定款に別段の定めがある場合この限りでないとしています。

そこで、定款参考例において「あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる」旨の規定を置き、緊急議案を上程することができるようにしています。この場合、緊急議案の提出者及び議決権者は本人出席の組合員に限られ、書面又は代理出席のものは除かれます。なお、総会の定足数について法に特段の定めはありませんが、定款参考例では総会の定足数を「総組合員の半数以上の出席」としていますので、緊急議案を議案とするには、総組合員の半数以上、組合員本人が出席している必要があると考えられます。同様に定款参考例では、議案とするには、その本人出席者の3分の2以上の同意を要件としています。

なお、組合員の除名や役員改選請求に基づく役員リコールなど事前に一定の手続きが定められている事項は緊急議案として取り上げることはできません。さらに定款の変更など特別議決事項になっている重要な議案を緊急議案の対象とすることは好ましくありません。

※不明な点等、お問い合わせは本会事業振興部までお願いいたします。